

RIETI政策シンポジウム  
『新しい公共』の担い手としてのサードセクター：  
各法人形態の現状とサードセクター構築への課題  
レジュメ

---

2012年7月31日

青木 信之  
内閣府大臣官房審議官

## 新しい公共の推進

内閣府大臣官房審議官(経済社会システム)  
青木 信之

### 1. 「新しい公共」の意義

- 新しい公共宣言（H22.6.4）：「新しい公共」とは、「支えあいと活気のある社会」をつくるための当事者たちの「協働」の場。  
「居場所と出番」：それぞれの主体性・多様性を重視。
- 「新しい公共」とは、「官」だけでなく、市民、特定非営利活動法人、企業等が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において、共助の精神で行う活動である。（質問主意書第 176 回国会衆第 81 号への答弁書より）
- 「新しい公共」は、日本の地域社会において、古くから実践されてきた取り組み。その取り組みを、特定の者に過度な負担が生じることのないようシステム化し、専門的ノウハウの活用を可能としつつ、協働の枠組みをつくらうとするもの。
- 市民セクターの特徴（柔らかさ、多様性、スピード）を生かしていくことが重要。

#### 市民セクター

- ・個々の主体によるそれぞれの個性の発揮
- ・自分の能力に照らしてやりたいことを
- ・自分の判断でスピーディーかつ息長く

#### 自治体

- ・事務事業によっては一定の画一性も
- ・ルールに従って必要なことを
- ・不公平が起きないように一定の慎重さで

### （「新しい公共」の今日的意義）

- 少子高齢化、人口減が進む中で、人材しか主たる資源がない我が国において、個々の人材が、その能力を様々な場面でいかに発揮できるよう社会を作れるかが課題。個々の個性が重視され、多様性が許容され、個々が主体的かつ能動的に活動できることがポイント。
- 少子高齢化、災害、エネルギー問題等、様々な点で課題最先進国である我が国の課題を地域レベルで解決していくためには、「新しい公共」の力は不可欠。解決にあたっては、行政以外の一定の専門的ノウハウも必要。課題解決モデルの集約による社会全体のイノベーションが重要。

## 【機密性 2 情報】

### 2. 寄付税制の抜本的拡充（H23 年度所得から）と新しい公共支援事業

#### （寄付税制）

- 特定非営利活動法人のみならず、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人についても、P S T 等の基準を満たす場合には、所得税額の 4 割を税額控除の対象に。  
P S T 等の基準を満たすものとしての認定等は、各法人の所轄庁が行う。結果として都道府県の役割が拡大。  
→認定特定非営利活動法人も増加したが、寄付控除対象となる公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人も大幅に増加。
- これらの法人について、都道府県・市町村の条例による指定により、都道府県民税・市町村民税税も控除。
- 条例により個別指定する場合には、認定要件である P S T を免除。  
→この制度の活用については、地域差が大きい、基準づくりなどの取組みが次第に進みつつある。

#### （新しい公共支援事業（H22 補正）と震災対応分の補正（H23 補正））

- 特定非営利活動法人等の基盤強化事業、及び協働モデル事業（多くのステークホルダーによる協働）を実施。H 24 年度までで終了するが、その成果の共有がポイント。

### 3. これからの「新しい公共」にとって重要なこと

- 活動の広がり、支援のつながりの拡大
  - ・新たな多様な取組みの拡大・さらなる協働
  - ・寄付・ボランティアによる裾野の広がり
  - ・活動を容易にする仕組みづくり（特に市民セクターが活動しやすい分野）
- 活動が持続可能となる基盤の強化
  - ・資金提供の枠組みの多様化（目に見える形での資金協力等）、
  - ・中間支援団体の育成、コミュニティービジネス等
  - ・市民セクターを担う中核的な人材の育成
- 成功モデルの情報共有
  - ・成功モデルの蓄積は社会全体のイノベーションにつながる。